

長期優良住宅建築等計画の認定等に関する実施要綱

(趣旨)

第1 本要綱は、さいたま市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則(以下「施行細則」という。)の規定に基づき、さいたま市長(以下「市長」という。)が行う長期優良住宅建築等計画の認定等に関し必要な事項を定める。

(施行細則第4条第3号ただし書き)

第2 施行細則第4条第3号ただし書きによる認定申請に係る建築物が区域の設定した目的を達成するためのものである場合については以下に掲げるものとする。

- ① 土地区画整理法第76条の許可を受け、事業計画に則した計画の場合
- ② 市街地再開発事業の施設建築物の計画の場合
- ③ 簡易な構造の付属建築物が都市計画法第53条許可の対象である場合
- ④ 都市計画法第4条第7項に規定する区域のうち、次の4地区における計画の場合（同条第6項に規定する施設に該当する部分を除く。）

| 地区名 | 位置 | 未施行面積(ha) |
|-------|----|-----------|
| 東浦和 | 南区 | 38.94 |
| 大門 | 緑区 | 41.94 |
| 南部 | 西区 | 46.9 |
| 西浦和第一 | 桜区 | 40.1 |

(完了報告)

第3 施行細則第8条第1項の規定による必要な図書については、委任状（申請者以外の者が報告する場合に限る）、認定通知書（変更認定を受けている場合は、変更認定通知書）の写し及び以下に掲げるもののいずれかとする。

- ① 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写し
- ② 建築士法第20条第3項に規定する工事監理報告書の写し
- ③ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項の規定による建設住宅性能評価書の写し
- ④ 上記以外で完了を確認できるもの

(記載事項変更届)

第4 認定長期優良住宅建築等計画及び認定長期優良住宅維持保全計画の記載事項について、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条、第9条、第10条に基づく以外の変更を届け出る場合にあっては、記載事項変更届（様式第1号）により届け出ること。

附則

この要綱は、平成21年6月4日から施行する。

附則

改正後の要綱は、平成21年12月16日から施行する。

附則

改正後の要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

改正後の要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

改正後の要綱は、令和4年2月20日から施行する。

附則

改正後の要綱は、令和4年10月1日から施行する。